

人権教育・啓発の推進方策

人権尊重の視点に立った行政の推進

県のすべての施策、事業及び取組は、人権尊重の視点に基づき実施し、人権を行政における最優先の考慮事項とする「人権の主流化」を推進します。

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

子どもから大人まであらゆる年齢層を対象に、学校、地域社会、家庭、職場等のあらゆる場や機会において、人権教育・啓発に取り組みます。

保育所・幼稚園・認定こども園等



保育所、幼稚園及び認定こども園では、家庭や地域と連携して、乳幼児が、大切にされている体感を積み重ねられる環境をつくり、人権感覚の源になる自尊感情や自立心、お互いを大切にする豊かな人間性を育むことを支援します。

施策の基本方向

- 子どもの心身の発達の支援
- 子どもの養育に不安を抱える家庭への支援
- 子どもの人権に配慮した施設の運営や環境の提供
- 保育士や幼稚園教諭等の研修の充実

学 校



人権上の課題が多様化・複雑化し、様々な悩みや不安、生きづらさを抱えている児童生徒や学生がいます。

学校では、家庭や地域、校種間の連携により、人権についての学びを深め、自己肯定感・自尊感情や、自他を尊重する人権感覚を育む教育を推進します。

施策の基本方向

学校共通

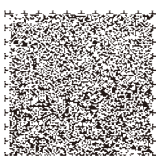
- 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供
- 人権についての教育の充実

小・中・高等学校

- 人権を尊重した教育活動の展開
 - ・多様な教育活動
 - ・情報モラル・リテラシーの教育
- 家庭や地域との連携した教育・啓発
- 教職員の研修の充実
- 私立学校における人権教育への支援

大学・専修学校

- 人権に関する研究や人権の視点を立てた各専門分野の教育・研究の促進



地域社会



地域社会は、住民同士の交流等を通じて人権意識を高め、社会の一員としての自立心を育む大切な場である一方、様々な人権問題が存在します。

このため、その解決を図り、人権が尊重される地域共生社会の実現に向けて、人権学習の機会を提供するとともに、それを担う人材育成や教材の整備等に取り組みます。

施策の基本方向

- 多様な人権学習や体験活動の提供
- 人権問題及びその背景にある地域課題の解決に向けた取組
- 人権を侵害されている住民の支援・見守り
- 人権教育に関わる指導者や地域リーダーなどの人材の育成
- 市町村や関係機関・団体との連携による地域の取組支援

家庭



家庭は、全ての教育の出発点であり、人間形成の基礎を育む重要な場であるものの、抱える問題は多様化・複雑化し、地域とのつながりの希薄化により、孤立する家庭も存在します。

このため、家庭教育の支援や相談機能・体制の充実に取り組みます。

施策の基本方向

- 家庭における人権教育のための学習機会や関連情報の提供・充実
- 地域とつながるネットワークや交流の場づくりの支援
- 児童相談所など各種相談機関の体制・機能の充実
- 教育・福祉分野の連携強化

企業・職場

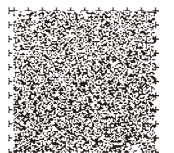


企業・職場は、経済活動や就労の場の提供等を通じて社会に大きな影響力を持ちます。

このため、人権に配慮した経済活動や職場づくりが推進されるよう、経営者をはじめ社員・従業員を対象とした人権教育・啓発の取組を支援します。

施策の基本方向

- 人権の視点を踏まえた企業活動の促進
 - ・人権に配慮する社会的責任の浸透
 - ・人権に関する職場研修の実施
 - ・個人情報の適正な管理
- 人権の視点を踏まえた人事管理の促進
 - ・公平・平等な採用・教育・登用
 - ・安全・安心の確保と多様性への配慮
 - ・ハラスメントの防止と相談体制の充実



特定職業従事者に対する研修等の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のためには、特に、日頃から人権にかかわりの深い仕事に従事している者が、人権意識の涵養を図ることが重要です。

そのため、各職場や関係機関等における研修の充実をはじめ、自主的取組を支援します。

行政職員

教職員

警察職員

消防職員

医療・保健関係者

福祉関係者

マスメディア関係者

人材育成

人権の尊重される社会は、県民一人ひとりが人権について「我が事」として考え、判断し、実践することによって実現に向かうことから、人権教育・啓発は、県民の日常生活に身近なところから進める必要があります。

- ・自治会等の地域コミュニティのリーダー等を対象に、住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に必要な研修及び情報提供を行います。
- ・人権に配慮した企業活動や職場の人権問題の解決等の推進のため、各種研修会等を通じて職場の研修指導者等を育成します。
- ・県民が主体的に参加し、人権に関する知的理解を深めるだけでなく、姿勢や行動に現れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。
- ・研修等を通じて育成された人権教育・啓発を担う人材が、地域や職場で学んだことを広めたり、得られた情報を共有できるよう支援します。

総合的・効果的な手法の充実

○ 人権教育の教材・プログラム・学習方法の開発・整備・充実

- ・対象者の発達段階や知識・習熟度に応じた効果的な学習教材やプログラム等を開発します。
- ・対象者が主体的・能動的に参加できる手法（ワークショップや体験研修など）の充実を図ります。

○ 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実

- ・人権問題を「我が事」として受け止め、その解決に向けた行動に結びつくような啓発の内容や方法の充実を図ります。
- ・啓発や情報に広く県民が触れたり、アクセスできたりするよう、様々なメディアを積極的に活用します。
 - ・人権同和問題啓発強調月間（8月）や人権週間（12月4日～10日）において、集中的かつ重点的な啓発活動を実施します。
 - ・啓発イベントの開催や各種イベントに合わせた啓発等により、人権尊重の社会的気運を醸成します。

